

住みよいまちづくりのために

—市民協働マニュアル—



協働という言葉をご存知ですか？

協働とは、市民、市民団体、企業、行政などが力をあわせて「まちづくり」に取り組むことです。

キラリと光る筑西市を目指して、みなさんもぜひ、協働のまちづくりに参加しましょう！



編集協力：筑西市民団体連絡協議会

まずはじめに ～市民活動のすすめ～



勇気をもって始めよう

「地域社会に貢献したい」「誰かの役に立ちたい」という思いを持つ人は大勢います。でも、いざ活動しようと思っても何をどうしたらよいか解らず、最初の一步が踏み出せないものです。市民活動といっても大げさに考えず、できる事から始めてみませんか？

まちづくりのアイデアや地域が抱える課題などに気がついたら、「それはそもそも行政がすること」「誰かがやってくれるだろう」などと考えないで、勇気を持って自ら行動してみましょう。

積極的に仲間を見つけよう

地道な活動を個人で続けるのは立派なことですが、一人の力には限界もあります。思い切って、友達やご近所の人などを誘ってみませんか？ 仲間と一緒になら、より効果的な活動に繋がるかもしれません。また筑西市内には、既に多くの市民団体やグループがあります。市民団体が主催するイベントなど、ネットワークが広がりそうな場があれば、積極的に参加してみましょう。

筑西市内の
団体情報は
こちらで検索

■ 公益的な活動を行う団体については

筑西市公式ホームページ「市民団体等活動情報データベース（P7参照）」

■ ボランティア団体については

筑西市社会福祉協議会ホームページまごころネット「筑西市ボランティアセンター」



より良い組織を目指そう

既にあなたが仲間と一緒に活動しているのなら、所属する団体についてもう一度考えてみましょう。どんな団体でも、長く活動していれば何らかの課題を抱えるものです。例えば、毎年同じ時期に同じ行事をするのが当たり前になるなど、マンネリ化が進むことがあります。

新しい課題に対応する力を失わないように、次のような事を試してみてもいいですか？

- ▶ 同じ目的を持って活動している他団体の事例を参考にしてみよう
- ▶ 前例にとらわれず、規約やルールを見直してみよう
- ▶ 全員でアイデアを出し合い、新しい目標を決めてみよう

会員以外にも協力してもらおう

「会員でなければ参加できない」といった規則や縛りが多すぎると、活動の幅を狭める原因になることがあります。そのような縛りはできるだけなくし、多くの人が様々な形で関わられるようにしましょう。また、何か事業を行う時は、他の団体や行政との連携・協力ができないか、検討してみましょう。立場が異なるもの同士が連携・協力する協働によって、より効果的な活動に繋がるかもしれません。

みんなで力をあわせて ～協働のすすめ～

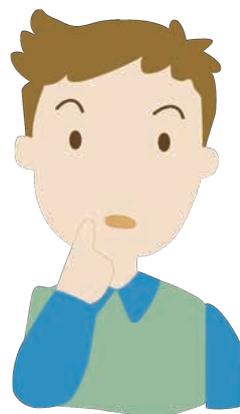
協働は新しいまちづくり活動の形です

みなさんは、**協働**という言葉をご存知ですか？ 協働とは、市民や市民団体、企業などと行政が、良きパートナーとしてまちづくりや地域の課題解決のために連携・協力することです。

少子高齢化や地方分権が進むとともに地域の繋がりが薄れるなど、私たちをとりまく環境は大きく変化しました。また、物の豊かさよりも心の豊かさ、個性の尊重などが重視されるようになっていきます。

それらを背景にまちづくりに対する市民のニーズは高度で幅広いものとなり、予算や人員に限られる行政だけで、きめこまやかに対応していくことが難しくなりつつあります。

協働は、このような行政のみで対応することが難しい課題を、違う立場のもの同士が連携・協力することによって解決し、まちづくりを進めようとするものです。



協働にはどんなメリットがあるの？

協働には、行政のみで対応することが難しい課題を解決するだけでなく、次にあげるようなメリットがあります。

市民団体などのメリット

- ・新しい公共サービスの担い手になれる
- ・団体の活動目標を効果的に実現できる
- ・団体の信頼性向上に繋がる
- ・新たな活動の場を得られる など

活動する人のメリット

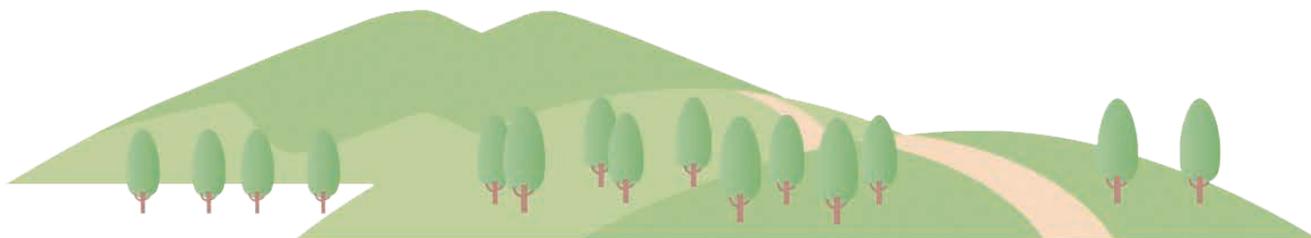
- ・社会貢献や自己実現ができる
- ・新しい仲間や社会との接点が増える
- ・生きがいや喜びが得られる
- ・新しい発見や情報を得られる など

市民全体のメリット

- ・行政だけでは手が届きにくい、きめこまやかに柔軟なサービスを受けられる
- ・行政をより身近に感じられるようになり行政への関心が高まる など

行政のメリット

- ・様々な市民のニーズに対応できる
- ・職員の意識改革や資質の向上に繋がる
- ・新たな発想による事業の見直しや効率的な行政運営、経費の削減に繋がる など



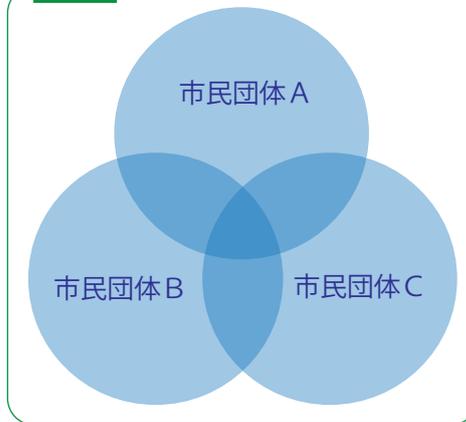
協働の領域とは？

市民団体や社会貢献活動を行う企業などと行政が連携・協力して行う活動（図Ⅰの円が重なる部分）が協働の領域です。また、図Ⅱのように複数の市民団体などの連携・協力もまた、広い意味での協働の一形態と捉えることができるでしょう。

図Ⅰ



図Ⅱ



協働の形態とは？

市民団体などと行政との協働には、次のとおり①市民主導、②双方対等、③行政主導の3つの形態があります。

市民主体	①市民主導	②双方対等	③行政主導	行政主体
公益的でない 市民活動全般	後援 補助(助成)	事業共催 事業協力 情報提供・情報交換	政策提言 委託	許可や課税など 権利に関する事務

◆用語の解説

後援	事業実施の目的が行政の目的に合致する場合、行政の名義使用を認めて事業を支援するもの	▶ 後援名義の使用許可
補助(助成)	公益の目的を達成するために、市民や市民団体などが行う特定の事業を金銭的に支援するもの	▶ 補助金・交付金・負担金
事業共催	共通の目的に基づき、市民や市民団体などと行政とが、協働で事業の企画・運営などを行うもの	▶ 実行委員会・協議会
事業協力	市民や市民団体などと行政が予め目的や役割分担を決め、関連性を保ちながら一定期間継続的に事業を行うもの	▶ 実行委員会・協議会 施設や備品などの提供(貸出) 便宜供与
情報提供・交換	市民や市民団体などと行政が保有する情報を相互に継続的に提供し、活用するもの	▶ 広報紙・ホームページ
政策提言	市民などの専門的な見識や技術、地域に密着した活動から生まれる課題解決に向けた提案を行政施策に活かすもの	▶ 市長への手紙 パブリックコメント 審議会・委員会
委託	行政が行うべき事業をパートナーの優れた特性に着目し、契約によってその実施を委ねるもの	▶ 業務委託

協働事業を実践してみよう

市民団体などが行政と協働で事業を実施する時には、いくつか注意すべき点があります。例えば筑西市との協働を希望する場合、次のステップにそって提案、実践してみましょう。



ステップ 1

市に提案する前に、もう一度よく考えを整理しましょう。

- ◇ どんな事業を ◇ いつ ◇ 何のために ◇ どんな形で行うのか (P 3「協働の形態とは？」参照)
- ◇ どんな効果が得られるか ◇ 経費はどのくらいか ◇ 協働事業として適しているか など…

ステップ 2

考えが整理できたら、その事業を管轄する市の担当課に相談してみましょう（担当課がわからない場合には、市民協働課に相談してください）。なお、行政の特性として次のようなことがあげられますので、ご注意ください。

- ◇ 行政は単年度会計です。複数年度にまたがる事業は、実施が難しい場合があります。
- ◇ 市の予算措置が必要な場合、次年度予算へ計上するために実施時期の調整が必要です。
- ◇ 複数の課との連絡調整が必要な場合など、決定に時間がかかる場合があります。
- ◇ 協働可能な事業でも、予算や人員、時期などの都合で実施にいたらない場合もあります。

ステップ 3

協働事業の実施が決まったら、具体的な話し合いを進めましょう。円滑な事業実施のためには、役割分担や責任の所在を明確にすることも重要です。事業の内容によっては、協定書を締結することも検討しましょう。

ステップ 4

事業終了後は事業評価を行い、改善点を確認するなどして次の機会に活かしましょう。

協働のための心構えとは？

「少しでもまちを良くしたい」という思いは、皆同じです。市民団体と行政、市民団体同士などといったパートナーを問わず、立場を越えて協働のまちづくりを進めるために、次のような心構えで臨みましょう。

- ▶ 話し合いの場をできるだけ多く持ち、十分に議論しましょう。
- ▶ それぞれの特性を活かした、効率的で効果的な役割分担を決めましょう。
- ▶ それぞれの立場に違いがあることを尊重したうえで、対等な立場に立って事業を進めましょう。
- ▶ 目的や目標を共有し、事業の進み具合にあわせて再確認しながら進めましょう。
- ▶ できるだけ多くの情報をわかりやすい形で公開し、活動内容をオープンにしましょう。

筑西市の協働事例

ちくせい市民討議会事業



協働の担い手 ▶ 公益社団法人下館青年会議所
市の担当課 ▶ 市民協働課
協働の形態 ▶ 事業共催、政策提言

ちくせい市民討議会事業は、これまで行政に声を届ける機会の少なかった人たちの意見を幅広く聴くとともに、市民のまちづくりに対する参画意識醸成を図ることを目的に開催している事業です。

下館青年会議所から市に共催の申出があり、協働のまちづくりを進める市の施策とも合致することから、両者が協定を結んで毎年実施しています。

住民基本台帳をもとに無作為抽出された市民が、まちづくりに関するテーマで討議し、後日結果をまとめた報告書が市長に提出されます。

「道の日」道路美化清掃事業



協働の担い手 ▶ 市内建設業協会ボランティア
市の担当課 ▶ 道路維持課
協働の形態 ▶ 事業共催

国土交通省は、国民生活に欠くことのできない社会資本である道路についての関心を高めようと、8月10日を「道の日」に定めています。

道の日道路美化清掃事業は毎年この「道の日」に、道路利用者に対して道路の正しい利用や愛護精神の啓発を図ることなどを目的に実施しているもので、行政（市と茨城県筑西土木事務所）と建設業関係者によるボランティアが一体となり、市内の主要道路である国・県・市道の清掃と美化活動が行われます。

自主防災組織活動育成事業



協働の担い手 ▶ 自治会組織
市の担当課 ▶ 消防防災課
協働の形態 ▶ 補助（助成）

自主防災組織とは、住民の自衛意識と連帯にもとづいて自治会などの地域内で結成される防災組織のことで、災害時には地域内で中心となって自らの身を守るために活動し、平常時には防災知識の習得や啓発、設備点検や訓練などを行います。

市では自主防災組織の結成を推進しており、組織を立ち上げる場合には、防災マップの作成経費や消火器、救助用工具、担架、非常用持ち出し袋などの購入経費を補助（限度額20万円）しています。

二宮尊徳由緒書き設置事業（住民参加型まちづくりファンド認定事業）



協働の担い手 ▶ 報徳壹圓塾
市の担当課 ▶ 市民協働課
協働の形態 ▶ 補助（助成）

二宮尊徳（金次郎）は江戸時代、財政難で困窮する下館藩や近隣農村に対し、その救済のため、尊徳仕法と呼ばれる復興策を施しました。

二宮尊徳由緒書き設置事業は、そのような尊徳の功績を振り返り、後世に語り継ぐことを目的に、市民グループ・報徳壹圓塾が実施したものです。住民参加型まちづくりファンド事業（P7参照）として市から助成を受け、尊徳にゆかりのある市内6か所に合計7基の由緒書き（歴史案内板）を設置しました。

地域子ども安全ボランティア事業



協働の担い手 ▶ 市民
市の担当課 ▶ 生涯学習課
協働の形態 ▶ 事業協力

地域子ども安全ボランティアは、「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、登下校中の児童・生徒の見守り活動やあいさつ・声かけ運動の実践、不審者を見かけた時の警察への連絡など、地域の子どもたちを見守る活動を展開するボランティアです。市ではボランティア登録者を随時募集しており、登録していただいた人には委嘱書を交付するとともに、活動中に着用する帽子を貸与しています。また、活動中にケガなどがあった場合に備えて、保険の加入も行っています。

里山保護活動事業



協働の担い手 ▶ NPO 法人里山を守る会
市の担当課 ▶ 生涯学習課
協働の形態 ▶ 委託

里山保護活動事業は、子どもたちの自然体験学習や市民の憩いの場として有効活用することを目的に、関城地区内の雑木林を里山（五郎助山、丸山）として整備し、その管理をNPO法人里山を守る会に委託するものです。

荒廃した里山の機能を復活させ、その環境を良好に保全することだけでなく、ホタルの観察会やキノコの栽培など、自然の中で様々な体験をする機会を提供することにより、子どもたちの健全育成を図っています。

まちづくり活動を支援するための主な施策

ちくせい市民協働まちづくりサロン

市民団体などが行なう公益的な活動^{※注}を応援するため、しもだて地域交流センター・アルテリオの2階に「ちくせい市民協働まちづくりサロン」を開設しています。主なサービスは次のとおりですので、ぜひご利用ください（一部有料）。



- 打合せコーナー ▶ グループの打合せなどに利用できます
- 作業コーナー ▶ 印刷機、紙折機、丁合機、裁断機、ラミネート加工機などが利用できます
- コピーコーナー ▶ 会議資料などのコピーに利用できます
- O A コーナー ▶ パソコン、インクジェットプリンタ、大判プリンタなどが利用できます
- 相談コーナー ▶ 協働のまちづくり、男女共同参画についての相談に応じます

※注 公益的な活動とは、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動です。

利用できる人…公益的な活動を行うためなら、個人・団体を問わずどなたでも利用できます。
利用時間………午前9時～午後5時（打合せコーナー・コピーコーナーは午前9時～午後10時）
■ 打合せコーナーを午後5時以降に利用する場合、前日までに予約が必要です。
また、施設の都合により利用できない日があります。詳しくは市民協働課までお問い合わせください。
休館日………月曜日（祝日の場合は翌日休館）、年末年始（12月28日～1月4日）

市民団体等活動データベース（市民団体登録制度）

公益的な活動を行っている市民団体などの情報をデータベース化し、市ホームページで公表しています。また平成25年には、登録団体相互のネットワークづくりを目的に、筑西市民団体連絡協議会が設立されました。登録を希望する団体は、市民協働課までご連絡ください。

筑西市住民参加型まちづくりファンド事業

一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金を主な財源とし、市民団体などが自主的に行うまちづくり活動に対して助成を行っています。助成事業は、公開プレゼンテーション方式で審査を行なったうえで決定します。詳しくは市民協働課までお問い合わせください。

- ハード事業 ▶ 補助率 4/5 で上限 500 万円。景観形成、まちの魅力向上、伝統文化の継承及び歴史的施設の保全、観光の振興、安全安心なまちづくりなど、魅力あるまちづくり又はまちの活性化に資すると認められる事業
- ソフト事業 ▶ 補助率 1/2 で上限 20 万円。ハード事業を実施するために必要な活動、その他魅力あるまちづくり又はまちの活性化に資すると認められる事業

※助成内容は平成 26 年 4 月現在

市民協働マニュアル **住みよいまちづくりのために**（平成26年3月発行）

編集／筑西市 企画部 市民協働課 TEL 0296-23-1600（月曜休）
しもだて地域交流センター・アルテリオ2階 ちくせい市民協働まちづくりサロン内